

容器包装廃棄物分別収集計画書

(第9期)

松本市

松本市分別収集計画

令和元年6月21日

1 計画策定の意義

松本市は、長野県のほぼ中央に位置し、中部山岳国立公園の上高地等で知られる北アルプスや美ヶ原高原等の山並みに囲まれ、豊かな地域資源に恵まれた水清く、緑豊かで、青く澄んだ空を有し、国宝松本城及び国宝に指定される旧開智学校校舎に代表される歴史・文化の薫るまちです。

しかし、わたしたちが利便性や豊かな生活を求めてきた代償として、地球温暖化、廃棄物の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫等の深刻な社会問題を生んでいます。

本計画は、こうした状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、容器包装廃棄物の分別収集・排出抑制等に係る事業者・消費者への理解を深め、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確化するとともに、協働して容器包装廃棄物排出抑制に取り組む具体的方策を示したものです。

本計画の策定により、積極的に容器包装廃棄物の排出抑制と再資源化の促進及び分別収集に努め、環境への負荷の少ない地域社会の実現と資源・エネルギーを大切にしたい資源循環型社会の形成を図るものです。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的な方向は以下のとおりです。

- (1) 持続可能な循環型社会の形成を進める。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生と排出を抑制する。
- (3) ごみの減量化、再資源化を積極的に進める。
- (4) 子ども達を始め、市民への環境教育の充実を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラ

ス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）
（単位：トン）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	3,938	3,923	3,908	3,893	3,878

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

市民、事業者、再商品化生事業者等が、それぞれの責任を明確にして相互に協力・連携を図ります。

排出抑制の方策

	方 策 名	事 業 内 容
1	組成調査等の実施	3Rの中でも、2R（発生抑制・再使用）の取組を推進できる品目を把握するため、ごみの組成調査を毎年継続的に実施する。
2	環境教育の推進	子どもの頃から環境に対する意識啓発が重要であるため、ごみの分別や食品ロスの削減をテーマとした、保育園・幼稚園児及び小学3年生に参加型の環境教育を実施する。大人向けには出前講座による意識啓発に取り組む。
3	資源物の常設回収場所の運用	市民が資源物を排出しやすい環境を整えるために設置した資源物の常設回収場所を、市民が資源物を排出しやすいよう、適正な運用に努める。
4	発生抑制に関する意識啓発	詰め替え商品の購入等のごみの発生抑制に配慮した取組みを市民が率先して取り組めるような情報を発信することにより、市民の意識啓発に努める。
5	分別に対する意識啓発	(1) 各家庭の環境づくり 最適なモデルケースの提示など、家庭内で分別を行いやすくなるような提案を行う。 (2) 広報の充実 市ホームページや広報誌による情報発信、スマートフォン向けごみ分別アプリの配信、外国人向けごみ・資源物の分け方出し方などにより、継続して広報を実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール缶 アルミ缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

分別の区分と実施時期

No	収集に係る 分別の区分	分別収集する容 器包装廃棄物の 種類	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	金 属	スチール製容器					
		アルミ製容器					
2	ガラス	無色のガラス 製容器					
		茶色のガラス 製容器					
		その他の色の ガラス製容器					
3	紙 類	飲料用紙製容器					
		段ボール					
		紙製容器包装					
4	プラスチック	ペットボトル					
		プラスチック 製容器包装					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製の容器	309		308		307		306		305	
アルミ製の容器	103		103		103		103		103	
無色のガラス製容器	(合計) 713		(合計) 710		(合計) 707		(合計) 704		(合計) 701	
	(引渡) 0	(独自処理) 713	(引渡) 0	(独自処理) 710	(引渡) 0	(独自処理) 707	(引渡) 0	(独自処理) 704	(引渡) 0	(独自処理) 701
茶色のガラス製容器	(合計) 413		(合計) 411		(合計) 409		(合計) 407		(合計) 405	
	(引渡) 0	(独自処理) 413	(引渡) 0	(独自処理) 411	(引渡) 0	(独自処理) 409	(引渡) 0	(独自処理) 407	(引渡) 0	(独自処理) 405
その他のガラス製容器	(合計) 455		(合計) 453		(合計) 451		(合計) 449		(合計) 447	
	(引渡) 455	(独自処理) 0	(引渡) 453	(独自処理) 0	(引渡) 451	(独自処理) 0	(引渡) 449	(独自処理) 0	(引渡) 447	(独自処理) 0
飲料用紙容器(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	6		6		6		6		6	
段ボール製の容器	596		594		592		590		588	
紙製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 354		(合計) 353		(合計) 352		(合計) 351		(合計) 350	

の	引渡	独自処理								
	0	354	0	353	0	352	0	351	0	350
ペットボトル 飲料又はしょうゆを充填するための物	(合計) 172		(合計) 171		(合計) 170		(合計) 169		(合計) 168	
	引渡	独自処理								
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 817		(合計) 814		(合計) 811		(合計) 808		(合計) 805	
	引渡	独自処理								
	134	38	133	38	132	38	131	38	130	38
	817	0	814	0	811	0	808	0	805	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

- (1) 直近平成30年度の分別基準適合物等の収集実績を適用
- (2) 人口変動率は、「超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計」を基に、次のとおり設定しました。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
236,579人 (対前年度比)	235,605人 (対前年度比)	234,631人 (対前年度比)	233,658人 (対前年度比)	232,685人 (対前年度比)
99.49%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を以下のとおり継続して行ないます。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による指定日収集	中間処理業者
	アルミ製容器			

ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による指定日収集	松本市リサイクルセンター
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日収集	中間処理業者
	段ボール	段ボール		
	その他紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	松本市リサイクルセンター 中間処理業者
	その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	委託業者による指定日収集	リサイクルプラザ（容器包装リサイクル施設）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

- (1) 金属類・生びん・紙類の収集運搬は、資源回収業者に委託し、中間処理業者に搬入します。
- (2) 雑びん・ペットボトルは松本市リサイクルセンターで中間処理をし、一時保管をします。[雑びん（破碎・選別）・ペットボトル（圧縮・梱包）]
- (3) プラスチック製容器包装は分別収集し、リサイクルプラザ（容器包装リサイクル施設）で、中間処理（圧縮・梱包）をし、一時保管をします。
- (4) ごみ減量とリサイクルの推進及び市民の利便性向上を図るため、平成20年4月から、資源物・埋立ごみ・粗大ごみ・小型家電品等を常時持ち込める施設として松本市リサイクルセンターを稼動しています。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集が実効あるものにするため、次の取組みを進めます。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 町会連合会や環境衛生協議会連合会との協力による排出指導の徹底

分別収集を円滑で効率的に進めるため、町会連合会や環境衛生協議会連合会と連携を密にして、分別指導を行ないます。

(2) 資源物集団回収団体に対する助成

市内における資源リサイクル運動の推進を図るため、資源物集団回収を行なった町会、市民団体等に対して助成金を交付しています。

ア 開始時期 昭和61年度

イ 平成30年度 実施町会 356町会
福祉施設等 52団体

(3) 資源物を常時持込める場所の活用

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	指定のポリ袋	パッカー	中間処理業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチックコンテナ	平ボディー車	松本市リサイクルセンター (破碎・選別)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	パッカー	中間処理業者
段ボール	段ボール	縛る	パッカー	
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	縛る	パッカー	
ペットボトル	ペットボトル	ネット	パッカー	松本市リサイクルセンター(選別・圧縮) 中間処理業者
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定袋	パッカー	容器包装リサイクル施設(選別・圧縮)

平成20年度に開設した松本市リサイクルセンターや、32地区に設置した紙類常設回収場所の周知を図り、小紙片を含めた紙類のいっそうの資源化に取り組めます。また、資源物を常時持ち込める場所の拡大を図ります。(市の施設・福祉施設等)

(4) 出前講座等説明会の活用

各町会・団体等の要望に応じて、ごみ処理の現況やごみの減量化・資源化の必要性及び分別方法の徹底等を説明し、発生抑制及び適正な排出方法の推進を図ります。